

(議提議案第5号)

平成26年6月25日

議長 森 新一 様

提 出 者	議 員	松 本 富 男
〃	〃	松 岡 兵 衛
〃	〃	須 永 宣 延
〃	〃	関 口 弥 生
〃	〃	新 井 清 次
〃	〃	野 澤 久 夫
〃	〃	大 山 美 智 子
〃	〃	黒 澤 三 千 夫

## 議案提出について

平成26年第2回市議会定例会（6月25日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

### 記

[議提議案第5号] 法曹養成制度の抜本的な見直しを求める意見書

[理由] 裁判官及び検察官の増員を行うとともに、適正な法曹人口の検討をはじめとした法曹養成制度全般の抜本的な見直しの実施を求めるため

## 法曹養成制度の抜本的な見直しを求める意見書

政府は、平成14年3月、今後とも法的需要が増加し続けるものと見込んで、当時年間1,000人程度であった司法試験合格者数を平成22年頃までに年間3,000人程度とすることを旨とする等目標を掲げた「司法制度改革推進計画」を閣議決定した。

その後、司法試験合格者数は、平成19年以降2,000人超で推移しているが、法的需要は想定されたほど増加せず、また、本計画において必要な増員を行うとされていた裁判官及び検察官はさしたる増員もされないまま今日に至っている。そのため、平成13年に約1万8,000人だった弁護士人口は、平成25年末には3万5,000人を超え、裁判官及び検察官人口と弁護士人口の不均衡が顕著なものとなっている。

また、司法修習期間が半減したことや司法修習を修了しても法曹として自立するために必要な仕事や経験を積む機会が十分確保されないことによる弁護士の資質低下も危惧される。その上、司法修習生に対する「給費制」が廃止され、「貸与制」に移行した結果、新規に登録をした時点で多額の負債を抱える弁護士が多数生じている。弁護士人口の激増による競争激化も相まって、このままでは需要と供給のバランスが崩れ、無用な訴訟への誘導が行われるなど、行き過ぎた「訴訟社会」を招来する危険性も指摘されている。

このような事態は、法的サービスの受益者である国民にとって重大な問題に繋がりがねず、とりわけ、諸紛争の適正・妥当な解決による自由かつ公正な社会の実現という観点から看過することはできない。

よって、国においては、法曹人口の不均衡を是正するための裁判官及び検察官の増員を行うとともに、適正な法曹人口の検討をはじめとした法曹養成制度全般の抜本的な見直しを実施するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

熊谷市議会

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
法務大臣 様  
文部科学大臣 様  
内閣官房長官 様